

令和7(2025)年度

先着順

明石市家庭用脱炭素化設備導入支援補助金のご案内

住まいの省エネ・ゼロエネルギー化を進めて、地球にやさしく、おトクに、快適に過ごしませんか？ 今年度、太陽光発電システム・蓄電池を設置した個人に対して補助を行います。



対象と補助金額

2025年4月1日から2026年3月10日までの間に設置される

※上記の期間に、対象設備の設置および支払いが完了し、必要書類の提出(必着)が必要

- | | |
|-------------------------------|---------------|
| ① 太陽光発電システム【既存住宅】 | 定額5万円(3kW未満) |
| | 定額10万円(3kW以上) |
| ② 蓄電池【既存住宅】 | 定額8万円 |
| ③ 太陽光発電システム及び蓄電池(セット導入)【新築住宅】 | 定額10万円 |

募集期間

2025年7月1日(火)から2025年10月31日(金) (必着)

※先着順となります。予算額を上回る場合、受付終了をホームページでお知らせします。
進捗率(受付状況)は、市のホームページで随時公表します。

申請方法

- 設置済みの方も、今後設置予定の方も、対象期間内に設置される方が申請できます。
- 明石市ホームページ「家庭用脱炭素化設備導入支援事業」より「補助金交付申請書」をダウンロードしてください。

補助金交付申請書に必要事項記入の上、以下まで郵送により提出ください。

〒673-8686 明石市中崎1-5-1 明石市環境産業局環境室 環境創造課
朱書きで「補助金交付申請書在中」と明記してください。

補助要件

【対象者】

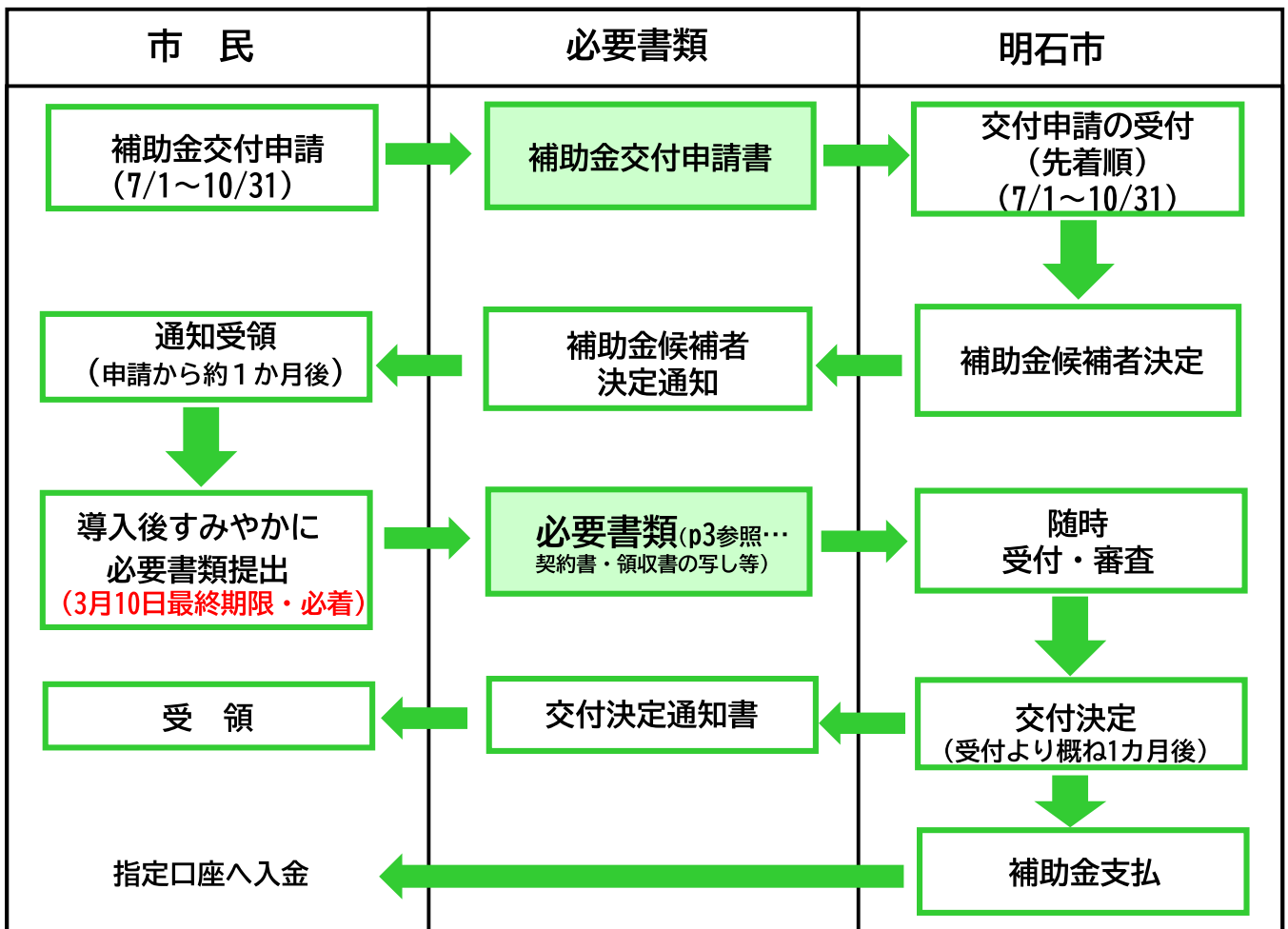
2025年4月1日から2026年3月10日までに、自らが居住する市内の住宅に対象設備を導入した個人、または対象設備付き新築住宅を購入し、居住する個人

【対象設備】：未使用品であること、リース品でないこと

<p>① 太陽光発電システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の屋根等へ導入し、設置された住宅において電気が消費（自家消費）され、低圧配電線と逆潮流有りで連携しているもの。 最大出力が10kW未満であるもの PPAモデル(第三者所有型)による導入でないもの
<p>② 蓄電池</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の発電設備と常時接続し、発電する電力を充放電できるもの 国が実施する補助事業の対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が公表する蓄電システム登録済製品一覧に記載されているもの。

申請の流れ

…申請者に提出いただきます。



※先着順の申請が予算額を上回る場合、受付終了をホームページでお知らせします。予算到達日のみ抽選を行う場合があります。

交付申請書の提出について

1. 申請情報

- 設置住所、導入設備、建築区分(新築・既存)、申請額 について記載

2. 導入設備情報

- 設置(予定)日、容量、型式(※蓄電池のパッケージ型番)について記載
 ※導入機器の型式が未定の方は、未定と記載ください。ただし、要件を満たす機器を導入し、必要書類を提出(3月10日必着)することが補助金交付条件です。

3. 交付申請額の計算

- 既存住宅の場合、太陽光発電設備の容量により申請額が異なるので、ご注意ください。また、申請額が交付額の上限となりますのでご注意ください。

※ 申請の提出に係るその他注意事項

- ・対象設備について、明石市の他の補助金との重複申請はできません。
- ・太陽光発電設備は、電力需給契約書に記載の「需給開始日」、蓄電池は、メーカーの保証開始日など、機器の設置を証明できる日を設置日とします。

必要書類

※交付申請の際には、提出不要です。

「補助金候補者の決定通知」を受領した方は、設備導入後、速やかに以下の必要書類を提出してください。

※最終提出期限は2026年3月10日(必着)です。期限を過ぎると交付ができませんのでご注意ください。

以下の書類を提出してください。(★チェックシートもあわせて提出)

- ① 対象設備の設置に係る請負契約書の写しもしくは住宅の売買契約書の写し
- ② 対象設備の設置に係る領収書の写し、その他、支払金額を証明する書類
- ③ 対象設備の型式名・製造番号が確認できる書類【蓄電池のみ】
 ※蓄電池のパッケージ型番が確認できる保証書の写し、設置証明書(様式)など
- ④ 電力会社との電力需給契約書類の写し【太陽光発電システムのみ】
 「再生可能エネルギー発電に関する電力需給契約内容のお知らせ」
- ⑤ 設置場所に居住していることが確認できる書類
 ※免許証、マイナンバー、住民票の写しなど
- ⑥ 請求書および振込口座情報がわかる書類(通帳コピーなど)

よくある質問

- 申請者と契約者が異なりますが、補助金の交付は可能ですか。
 - 原則として、申請者と契約者は同一であることが必要です。異なる場合は、補助金の交付は認められないことがあるのでご注意ください。
- 電力会社からの電力需給契約書類の発行が遅れています。提出期限に間に合わない可能性があります。どうしたらよいですか。
 - 電力需給契約書類は発行に時間がかかる場合があります。設置業者と事前にスケジュールをよく確認の上、提出期限に間に合うようにご提出をお願いします。
- 太陽光発電設備の容量は、どの数値を見たらよいですか。
 - 電力需給契約書類に記載される「発電出力」を設置容量とします。

その他、「よくある質問」など詳細は、ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

検索 明石市 脱炭素 補助



脱炭素社会の実現に向けて、省エネ製品への買い替えや、地球にやさしいライフスタイルを実践するなどの取り組みを進めていきましょう。



書類提出先・お問合せ

〒673-8686 明石市中崎1-5-1
明石市環境産業局環境室 環境創造課

電話：078-918-5786 FAX：078-918-5192

E-mail: plan-ems@city.akashi.lg.jp

【お問合せ時間】

8:55～12:00, 13:00～17:40（土日祝日、年末年始を除く）



SDGs未来安心都市・明石

いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで